

2019年11月 吉日

## 終身会員制度改定のお知らせ

株式会社グリーンクラブ  
千葉夷隅ゴルフクラブ

会員の皆様より寄せられたご要望にお応えし、終身会員制度の資格要件についてこの度改定を行い、新しい終身会員制度は下記となります。

クラブ在籍3年以上で満年齢50歳以上の個人正会員または個人平日会員の方が、ご自身の会員権を甥、姪等の3親等以内の親族へ譲渡し、加えて、ご自身は終身会員へ移行することにより、一代に限り生涯会員としてのプレー権（譲渡不可）を持ち続けることが出来る制度です。

### 1. 終身会員制度の資格要件

- ①クラブ在籍が3年以上で、満年齢が50歳以上の会員の方。
- ②男性・女性を問いません。
- ③法人会員の方は対象外となります。

### 2. 終身会員について

- ①所定（資格審査、他）の手続にて入会の受付・承認を行います。
- ②会社及び理事会が承認した個人の会員とします。
- ③利用に関して終身正会員は個人正会員と、終身平日会員は個人平日会員と同等の資格となります。
- ④資格・権利は本人限りとし譲渡、相続、継承、貸与はできません。
- ⑤ハンディキャップは従来通り取得できます。（既取得者は継続できます）
- ⑥当クラブ主催の公式競技会へのエントリー資格を有します。
- ⑦年会費は個人正会員・個人平日会員と同額になります。
- ⑧終身会員にはその証として終身会員カードを発行いたします。  
本カードはゴルフ場利用の際必ずフロントへご提示ください。

### 3. 親族名義書換者（譲受人）の範囲

- ①配偶者及び3親等以内の男女（原則として、子・兄弟・姉妹・孫・ひ孫およびそれぞれの配偶者）
- ②譲受人は、譲り受け時点において満20歳以上で、人格識見ともにすぐれた者であること。
- ③会員ご本人からみて3親等以内であることの証明書（戸籍謄本等）をご提出いただきます。
- ④入会申請者は、所定（資格審査等、他）の入会手続きにて入会の受付・承認を行います。
- ⑤現在ご家族優待登録をされている場合は、その資格は喪失いたします。

### 4. 親族名義書換料

- ①個人正会員 20,000円(消費税別)
- ②個人平日会員 10,000円(消費税別)

◆本件に関するお問い合わせは…

株式会社グリーンクラブ広報室 TEL(0470)80-7700(平日 10:00~17:00)